

社会福祉法人 北ひろしま福祉会

虐待防止倫理規程

平成22年9月8日制定

〈目的〉

社会福祉法人北ひろしま福祉会は、虐待防止と権利擁護を利用者支援の最重要課題と位置づけ、人権尊重、権利擁護の具現化と法人の理念の実現のため「虐待防止倫理規程」を定める。

I. 指針

1. 体罰、虐待は許されない人権侵害行為であることを、管理者をはじめ全ての職員が自覚します。
2. 利用者の、人間としての尊厳を大切にし、権利擁護に努めます。
3. 支援者としての立場を自覚し、利用者の主体性、個性を重んじます。
4. 利用者が安全、快適で豊かな市民生活を送れるように支援します。
5. 利用者一人ひとりの個性や障害特性を理解し、自己実現に向けた専門的支援を行います。
6. 専門的役割と使命を自覚し、絶えず自己研鑽に努めます。
7. 利用者への身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、権利擁護委員会、虐待防止管理責任者、虐待事案受付担当者を設置し、サービス提供者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。
8. 社会性や客観性を確保するために第三者で構成する委員会を設置し、その第三者委員会の助言や立会いを求めて解決に努めます。
9. 利用者又はその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。
10. 利用者は、いつでも規定及び指針を閲覧することができ、また、当法人ホームページにおいても、いつでも閲覧が可能な状態とします。
11. 利用者の身体拘束その他行動制限の適正化に向けて、身体拘束ゼロへ運営委員会を設置し、サービス提供者に身体拘束等の適正化のための定期的研修を実施します。
12. 利用者からの苦情等に対応する受付担当者及び解決責任者を設置し、事業に関する利用者の苦情等に迅速に対応します。

II. 虐待の定義

1. 身体的虐待…身体に暴力を加えること
2. 性的虐待 …本人が同意していない性的な行為やその強要
3. ネグレクト…衰弱させるような減食、又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など養護を怠ること
4. 心理的虐待…暴言又は拒絶的な対応、その他心理的外傷を与える言動を行うこと
5. 人格的虐待…理由のない身体的拘束、無断でプライバシー侵害を行うこと
6. 経済的虐待…養護者又は親族が財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること
7. その他 …以上につながる可能性のあるものを含む

職員は上記の定義に基づき虐待の事実及び虐待、人権侵害につながる可能性のある言動に対して相互に牽制し合うとともに、通報の義務を果たし事実の確認と予防に努めるものとする。

III. 虐待防止委員会

法人として虐待防止委員会を設置する。

1. 役割

虐待事案（予兆）の事業所相互チェック

指針の共有化

第三者委員への報告

職員育成

その他法人全体の人権擁護に関して必要と思われること

事案事後処理、解決へ向けた事業所への援助、協力

2. 構成

委員長：権利擁護委員会担当部長

委員：事業所管理者、部長、権利擁護委員会委員長及び副委員長

委員会の開催：

①定例委員会…年2回

②臨時委員会…随時

必要に応じて第三者委員の出席を求めることがある

事務局）権利擁護委員会

IV. 虐待防止管理責任者

1. 任命

虐待防止管理責任者は各事業所の管理者とし、理事長がこれを任命する

2. 役割

利用者への周知：虐待防止管理責任者は、利用者に対して、虐待事案受付担当者、第三者委員の存在や連絡方法等について周知する

虐待事案受付担当者を置く

虐待防止の為の具体的取り組みの指示・指導

虐待事案（予兆）、虐待と受け取られるような行為の察知

家庭内虐待の察知、対応

職員育成

虐待事案対策会議の開催

①虐待事案対策会議は事案が発生したときに立ち上げ、事案の事実確認から再発防止策までの対応を協議する

②必要に応じて第三者委員の出席を求めることがある

虐待事案の各所への報告

虐待防止委員会への報告

V. 虐待事案受付担当者

事案受付担当者は障がい福祉サービス事業所については、支援課長及び利用相談センターとする。また、介護保険サービス事業所については生活相談員、介護支援専門員とする。

1. 役割

利用者、家族、職員から虐待及びそれと受け取られるような行為の通報や苦情を出しやすい環境づくりを行う

通報、苦情等の受付

虐待防止管理責任者への報告

記録の作成、保管

その他、虐待防止管理責任者の指示のあった事柄

VI. 第三者委員の役割

第三者委員の役割は以下の通りとする。

1. 第三者委員は事案申立人より虐待行為の報告を受けた場合は、虐待防止管理責任者より内容を確認し、確認した内容を事案申立人に対し報告する
2. 第三者委員は事案申立人と虐待防止管理責任者の話し合いに立ち会うことができるものとし、その際に第三者委員は次の事を行う
虐待（と思われる）内容の確認
解決に向けての整理・助言など
話し合いの前後を含めた経緯、話し合いの内容等を記録し、虐待防止委員会への提示・報告など
3. 第三者委員は虐待防止委員会及び虐待事案対策会議の求めに応じて会議に出席する

VII. 虐待事案が発生した場合の受付から解決までの手順

1. 受付窓口

虐待事案受付担当者は、利用者等からの意見を面接、電話、書面などにより随時受け付ける

第三者委員も直接受け付けることができる

第三者委員が受け付けた場合は、委員が虐待事案受付担当者に連絡する

虐待事案受付担当者は利用者からの事案受け付けに際し、その内容について虐待防止管理責任者に報告する

2. 手順

1) 事案の内容の聴取・記載

虐待事案受付担当者は、発生日時・場所・加害者・被害者・被害状況・原因、そして事案申立人の希望など必要事項の事情を聴取し、記載する

2) 報告

①虐待事案受付担当者は受け付けた内容を虐待防止管理責任者に報告する

②虐待防止管理責任者は事案を虐待防止委員長に報告するとともに、ご本人、関係者、行政、必要に応じて第三者委員に速やかに報告を行う

3) 処理、解決へ

①虐待防止管理責任者は事実確認から再発防止策の策定、関係者・関係機関への報告まで責任を負う（虐待事案対応会議を立ち上げる）

②虐待防止委員会に随時報告し助言を受ける

4) 虐待防止委員会の開催

①虐待防止管理責任者から報告を受け事実確認を行う

②今後の対応を検討する

事実確認から再発防止策まで必要な回数開催する

必要に応じて第三者委員の出席を求める

5) 第三者委員に報告する

Ⅷ. 虐待事案の被害者家族及び関係機関への報告

1. 利用者及び家族、関係者（後見人等）、第三者委員
2. 北広島市保健福祉部福祉課及び高齢者支援課
3. 石狩振興局

Ⅸ. 虐待防止、権利擁護に関わる研修の実施

法人全体研修

1. 担当
虐待防止委員会（事務局：権利擁護委員会）
2. 研修内容
 - 1) 採用時研修
虐待防止、権利擁護についての基礎知識として必須の研修とする
 - 2) 研修報告会
道内外の研修に派遣された職員による報告会を行い、法人全体の権利擁護の意識を高める

事業所

1. 担当
管理者（虐待防止管理責任者）
2. 内容
 - 1) 人権侵害ゼロへの誓い
北海道知的障がい福祉協会で実施する「人権侵害ゼロへの誓い」の署名実施と同時に、各事業所において「倫理綱領」及び「知的障害施設職員行動規範（日本知的障害者福祉協会）」をテキストにした研修を行う
 - 2) 道内外の権利擁護関連研修への派遣
 - 3) その他事業所ごとに研修を行う

X. 虐待防止管理責任者・虐待事案受付担当者・第三者委員一覧

障がい福祉事業

	虐待防止管理責任者	虐待事案受付担当者	第三者委員
とみがおか	管理者	課長・利用相談センター	山本 彩 橘 功記
共栄	管理者	課長・利用相談センター	
北広島デイセンター	管理者	課長・利用相談センター	
北広島コラボ	管理者	課長・利用相談センター	
北広島セルプ	管理者	課長・利用相談センター	
就労センタージョブ	管理者	課長・利用相談センター	
共同生活援助（介護サービス包括型） グリーンパークきたひろ	管理者	課長・利用相談センター	
障がい者就労支援センターめーでる	管理者	相談員・利用相談センター	
障がい児者支援センターめーでる	管理者	相談員・利用相談センター	
居宅介護等フィットマン	管理者	課長・利用相談センター	
機能訓練センター	管理者	課長・利用相談センター	
児童発達・放課後等デイつなぐ	管理者	課長・利用相談センター	
入所施設看護ステーション	管理者	課長・利用相談センター	

介護保険事業

	虐待防止管理責任者	虐待事案受付担当者	第三者委員
特別養護老人ホーム 東部緑の苑	管理者	生活相談員	大滝 和子 柄澤 尚江 中屋 直
デイサービスセンターヴェール	管理者	生活相談員	
ケアプランセンター東部緑の苑	管理者	介護支援専門員	

この規程は平成22年9月8日より施行する。

平成25年	4月 1日	一部改定
平成26年	4月 1日	一部改定
平成30年	4月 1日	一部改定
平成31年	4月 1日	一部改定
令和 3年	4月 1日	一部改定
令和 4年	4月 1日	一部改定
令和 6年	4月 1日	一部改定
令和 7年	1月 10日	一部改定